

令和3年1月19日

羽幌町教育委員会教育長 山口 芳 徳 様

羽幌町情報公開・個人情報保護審査会
会長 後 藤 英 文

株式会社HARP及び日本マイクロソフト株式会社との電子計算機の
結合について（答申）

令和3年1月7日付け羽教総号にて羽幌町個人情報保護条例第9条の規定に基づき諮問されたこのことについて、下記のとおり答申する。

記

1 審査会の意見

株式会社HARP及び日本マイクロソフト株式会社が提供するクラウドサービスの利用に伴う電子計算機の結合は、教職員の働き方改革や児童生徒の学習環境の整備に繋がるものであり、公益上必要であると認められ、当審査会としては妥当であると判断する。

ただし、次のとおり附帯意見を附する。

(1) 電子計算機の結合にあたっては、業務に従事する職員等に対する十分な指導や研修を行い、個人情報の適正な取り扱いが徹底されることを要請する。

2 審査会の判断理由

(1) クラウドサービスの利用に係る電子計算機の結合について

株式会社HARPが提供する校務支援システム「北海道公立学校校務支援サービス」及び日本マイクロソフト株式会社が提供する「Microsoft 365 Education」は、クラウドサービスとして提供されるものであり、サービスの利用には電子計算機の結合は必須である。

株式会社HARP及び日本マイクロソフト株式会社との電子計算機の結合は、セキュリティ対策及び個人情報保護対策が十分確保されていると判断する。

(2) 北海道公立学校校務支援サービスの公益上の必要性について

全国の教職員の働き方の見直しが課題となっている中で、その解決策の一つとなっているのが、学校業務で取り扱う様々な情報を電子化し、一元的に管理

する校務支援システムの導入である。文部科学省が公表している「教育の情報化ビジョン」においても、全国すべての学校へ「校務支援システム」を導入することが推奨されており、校務支援システムの導入は、公益上必要なものと判断する。

(3) Microsoft 365 Education の公益上の必要性について

Microsoft 365 Education の利用は、児童生徒の学習環境の整備に繋がるものであり、公益上必要であると判断する。